

名古屋市

- ・グリーンリフォームローンS融資利子補給制度
- ・グリーンリフォームローンS融資に係る適合証明書
発行手数料補助制度

のご案内

名古屋市

住宅都市局住宅企画課

(令和7年4月版)

名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給制度等とは

名古屋市内に所在する住宅の所有者が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」という。）の融資であるグリーンリフォームローンSを利用し既存住宅のZEH化リフォームを行う際に、当該融資額を対象として名古屋市が利子補給を行うほか、適合証明書の発行に係る手数料を補助します。

この制度は、住宅の断熱改修工事を機構のグリーンリフォームローンSによって実施する方に対し、予算の範囲内において利子補給等を行うことで、断熱改修を実施することの金利負担等を軽減し、断熱改修工事を実施できるよう支援し、住居のエネルギー消費性能の向上を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的としています。

受付方法等

受付方法

申請書等は、住宅企画課へ郵送又は電子メール、持参での提出により受付します。

申請は先着順で受付します。なお、申請件数が予算の上限に達した時点で申請の受付を締め切ります。

※各申請に必要な書類（6ページ以降参照）をご準備いただき、申請してください。

なお、申請書類に不備があると受付できないことがありますので、十分確認してください。また、送付事故防止のため、郵送の場合は簡易書留を、電子メールの場合は配信確認設定をいただくなどのご配慮をお願いします。

※郵送の場合は、封筒に「GRLS 担当宛」とご記入ください。

受付・送付場所

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課（名古屋市役所西庁舎5階）

【住所】

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

【電話】

052-972-2944

【電子メールアドレス】

a2944@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

【受付時間】

月曜日から金曜日まで（休日、祝日、年末年始除く）

午前8時45分～午後5時15分

グリーンリフォームローンS融資利子補給制度

本制度は、住宅のZEH化リフォームを、機構の融資であるグリーンリフォームローンSを利用して行う際に、融資に係る利子を補助することで、ZEH化を促進するものです。

1 補助内容等

I 利子補給の対象となる条件

- ・融資の契約者と利子補給を申込む者が同一であること
- ・融資の対象となる住居が名古屋市内に所在していること

II 利子補給の補助内容

利子補給額は、融資契約における元金、年利率及び償還期間により算出された利子額に対して予算の範囲内で行います。ただし、利子補給の上限は以下の金利分までとします。

<高齢者向け返済特例を利用しない場合>

借入時点の新機構団信の利率分までとします。なお、借入の利率が新機構団信の利率を上回る場合は、借入時点の新機構団信の利率分が低利になるように計算した額とします。詳しい利子補給額の計算方法は、3ページをご参照ください。

<高齢者向け返済特例を利用する場合>

借入時点における、その利率分までとします。

なお、算出された額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

III 利子補給期間

利子補給期間は、当該融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長10年間とします。なお、当該融資の返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとし、当該融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月までとします。

IV 利子補給の方法

機構への通常の返済を行っていただき、1年度内に支払った利子分を一括でお支払いします。

2 利子補給の計算方法

I 利子補給額

＜融資利率が新機構団信の利率のとき、団信に加入しないとき及び高齢者向け返済特例を利用するとき＞

償還予定表に記載された毎月の利子額を合計した額を利子補給します。【例1】

＜融資利率が新機構団信より高い場合＞

次の計算式で計算した額を利子補給します。【例2】

$$\boxed{\text{名古屋市の利子補給額 (年額)}} = \boxed{\text{年間の支払い利子額 ①}} \times \frac{\boxed{\text{借入時点の新機構団信の利率 (\%)}}}{\boxed{\text{融資利率 (\%)}}}$$

※①年間の支払い利子額は、償還予定表に記載された毎月の利子額を合計したものとします。

【例1】500万円を、年1.37%（新機構団信）、元金均等返済で借りた場合の当初1年間の利子補給額（単位：円）

機構融資額	融資利率	償還期間	機構返済額 (年額)	機構支払い 利子額 (年額) ①	利子補給額 (①全額)
500万円	1.37%	5年	1,062,221	62,220	62,220
		7年	778,301	64,014	64,014
		10年	565,360	65,360	65,360

【例2】500万円を、年1.61%（新3大疾病付機構団信）、元金均等返済で借りた場合の当初1年間の利子補給額（借入時の新機構団信 1.37%とする）（単位：円）

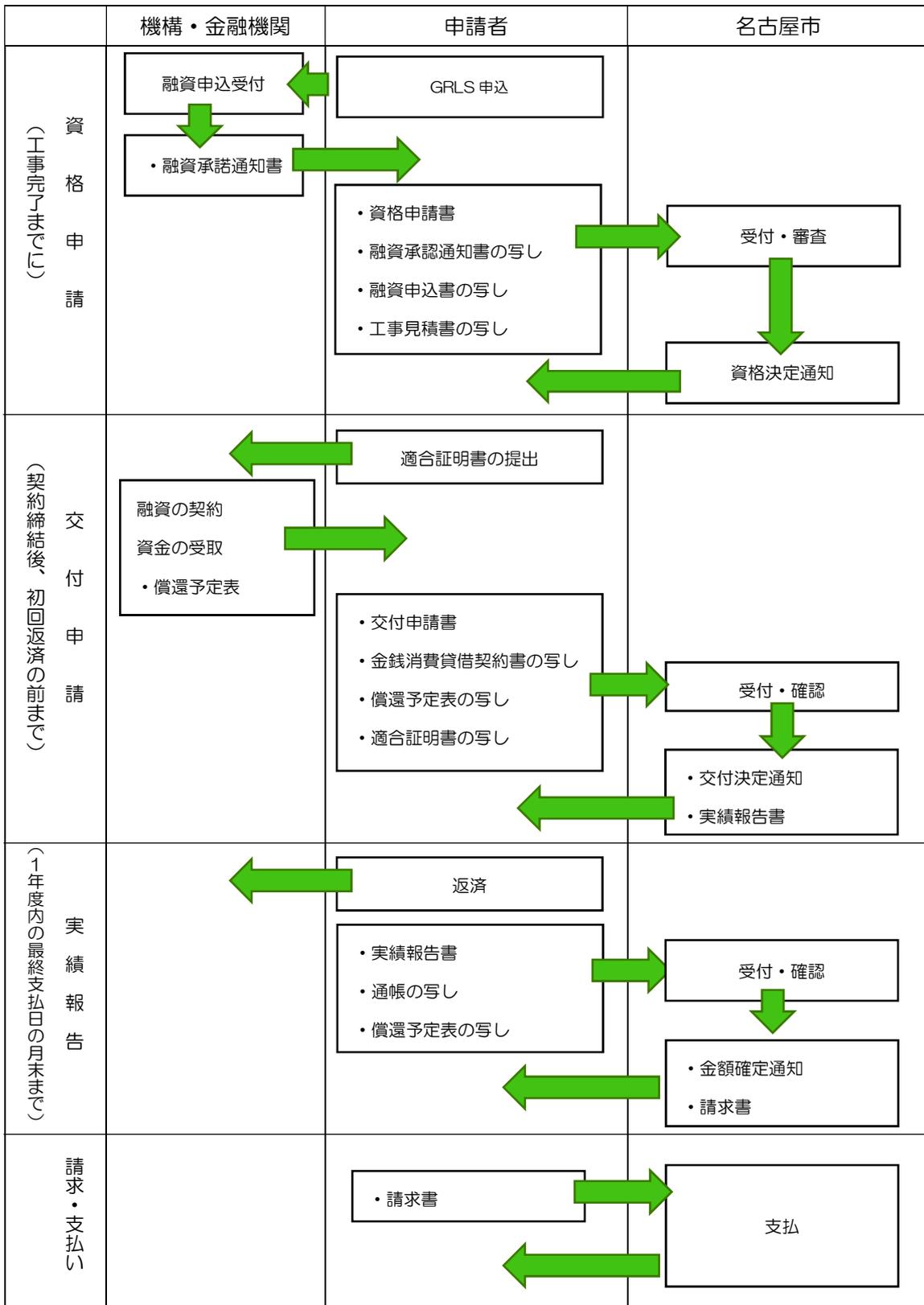
機構融資額	融資利率	償還期間	機構返済額 (年額)	機構支払い 利子額 (年額) ①	利子補給額 (①×(1.37%/1.61%))
500万円	1.61%	5年	1,073,121	73,121	62,220
		7年	789,515	75,229	64,014
		10年	576,810	76,810	65,360

※小数点以下切り捨て

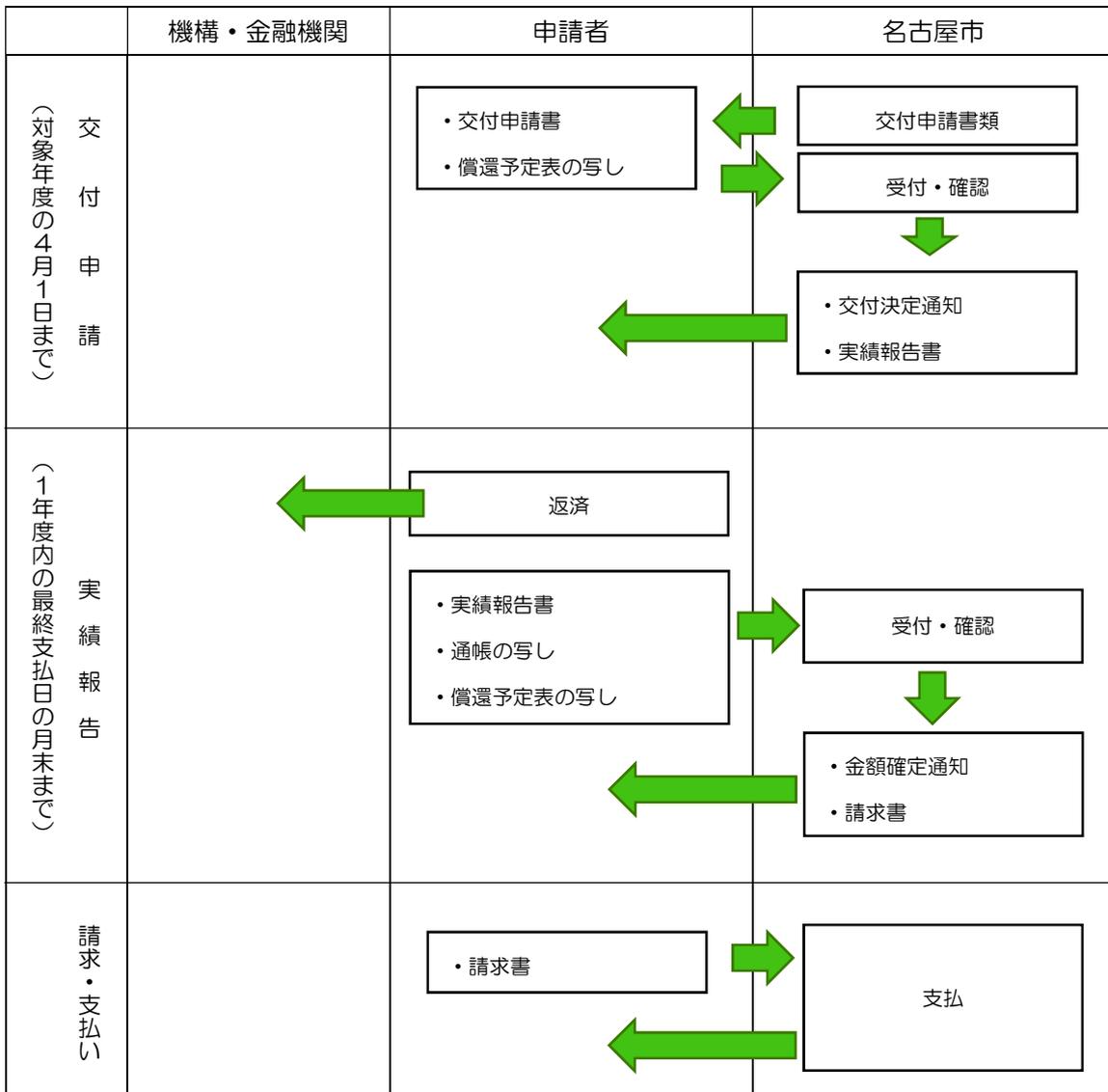
※上記は例であり、実際の利子補給額と異なることがあります。

※機構の融資利率は毎月見直されます。最新の利率は、機構のホームページにて確認してください。

3 申込みから利子補給金交付までの流れ（初年度）



4 交付申請から利子補給金交付までの流れ（次年度以降）



5 資格申請

グリーンリフォームローンS融資利子補給制度を利用するための資格があるかを判断するための申請になります。審査の結果によっては、グリーンリフォームローンS融資利子補給制度を利用できない場合があります。

I 申請可能な時期について

機構へグリーンリフォームローンSの申し込みをした時点から速やかに（工事完了まで受付可）申請してください。

II 申請に必要な書類

(1) 名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給資格申請書

- ・第1号様式に必要な事項を記入し、提出してください。

(2) 機構に申し込んだ融資の申込書の写し

- ・機構の受付印が押印されているものを提出してください。

(3) 施工業者から徴取した工事見積書の写し

- ・総工事費や工事内容が分かるものを提出してください。

III 資格決定

提出いただいた資格申請書類の内容を審査し、その結果について、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給資格決定・却下通知書（第2号様式）を申請者あてにお送りします。

6 交付申請

利子補給を受けようとする場合、対象年度の4月1日まで（初年度は初回返済の前まで）に交付申請をしていただきます。

I 申請の時期

申請初年度 初回返済までに申請してください。

次年度以降 利子補給の対象となる年度の4月1日までに申請してください。

II 申請に必要な書類

(1) 名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請書

- ・第3号様式に必要な事項を記入し、提出してください。

(2) 機構との金銭消費貸借契約書の写し

- ・機構と締結した金銭消費貸借契約書の写しを提出してください。

(3) 償還予定表の写し

- ・機構から送付される最新の償還予定表の写しを提出してください。ただし、期限までに届いていない場合は、受領後速やかに提出してください。

(4) 適合証明書の写し

- 適合証明検査機関が発行する適合証明書の写しを提出してください。

Ⅲ 交付決定

提出いただいた交付申請書類の内容を審査し、その結果について、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付・不交付決定通知書（第5号様式）を申請者あてにお送りします。

7 申請事項の変更

交付決定を受けた後に、申請した内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更の手続きを行ってください。

I 報告の時期

変更事由の発生した日から30日以内もしくは変更事由の発生した年度の3月末日のどちらか早い日まで。

Ⅱ 変更申請に必要な書類

(1) 名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請事項変更申請書

- 第6号様式に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 変更内容を証明する書類

- 変更内容のわかるものを提出してください。

Ⅲ 変更の決定

提出いただいた変更申請書類の内容を審査し、その結果について、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請事由変更決定通知書（第7号様式）を申請者あてにお送りします。

8 実績の報告

利子補給を受けようとする場合、対象年度内の最終の償還分までについての報告を行っていただきます。

I 報告の時期

対象年度の最後の償還をした日の月末まで。

II 報告に必要な書類

(1) 名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給実績報告書
・第8号様式に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 返済したことが確認できる通帳等の写し
・機構への返済状況が確認できる通帳やネットバンクの入出金記録等の写しを提出してください。

(3) 償還予定表の写し
・機構から送付される最新の償還予定表の写しを提出してください。

III 利子補給額の決定

提出いただいた実績報告の書類の内容を審査し、交付金額を確定し、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金額確定通知書（第9号様式）を申請者あてにお送りします。

9 利子補給金の請求及び支払い

名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金額確定通知書を受け取った後に、速やかに、確定通知書に記載された金額にて利子補給金の請求を行っていただきます。

I 報告の時期

確定通知書を受け取った後、速やかに。

II 報告に必要な書類

(1) 名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金請求書
・第10号様式に必要事項を記入し、提出してください。

III 利子補給金の支払い

提出いただいた請求書に基づき、指定口座に利子補給金を支払います。

グリーンリフォームローンS 融資に係る適合証明書発行手数料補助制度

本制度は、住宅のZEH化リフォームを、機構の融資であるグリーンリフォームローンSを利用して行う際に必要となる適合証明書の発行手数料を補助することで、グリーンリフォームローンSを利用しやすくし、ZEH化を促進するものです。

1 申込資格等

I 手数料補助の対象となる条件

- ・ 融資の契約者と手数料補助を申込み者が同一であること
- ・ 融資の対象となる住居が名古屋市に所在していること
- ・ 名古屋市グリーンリフォームローンS 融資利子補給の資格申請を行っていること
- ・ 利子補給の申請を行った者自らが適合証明検査機関に適合証明書発行手数料の支払いをしていること

II 手数料補助の内容

適合証明書を発行する際に生じる適合証明書発行手数料に対して予算の範囲内で、最大15万円の補助を行います。

<適合証明書発行手数料が12万円の場合>

12万円を補助します。

<適合証明書発行手数料が16万5千円の場合>

15万円を補助します。発行手数料から15万円を引いた1万5千円については、申請者の自己負担となります。

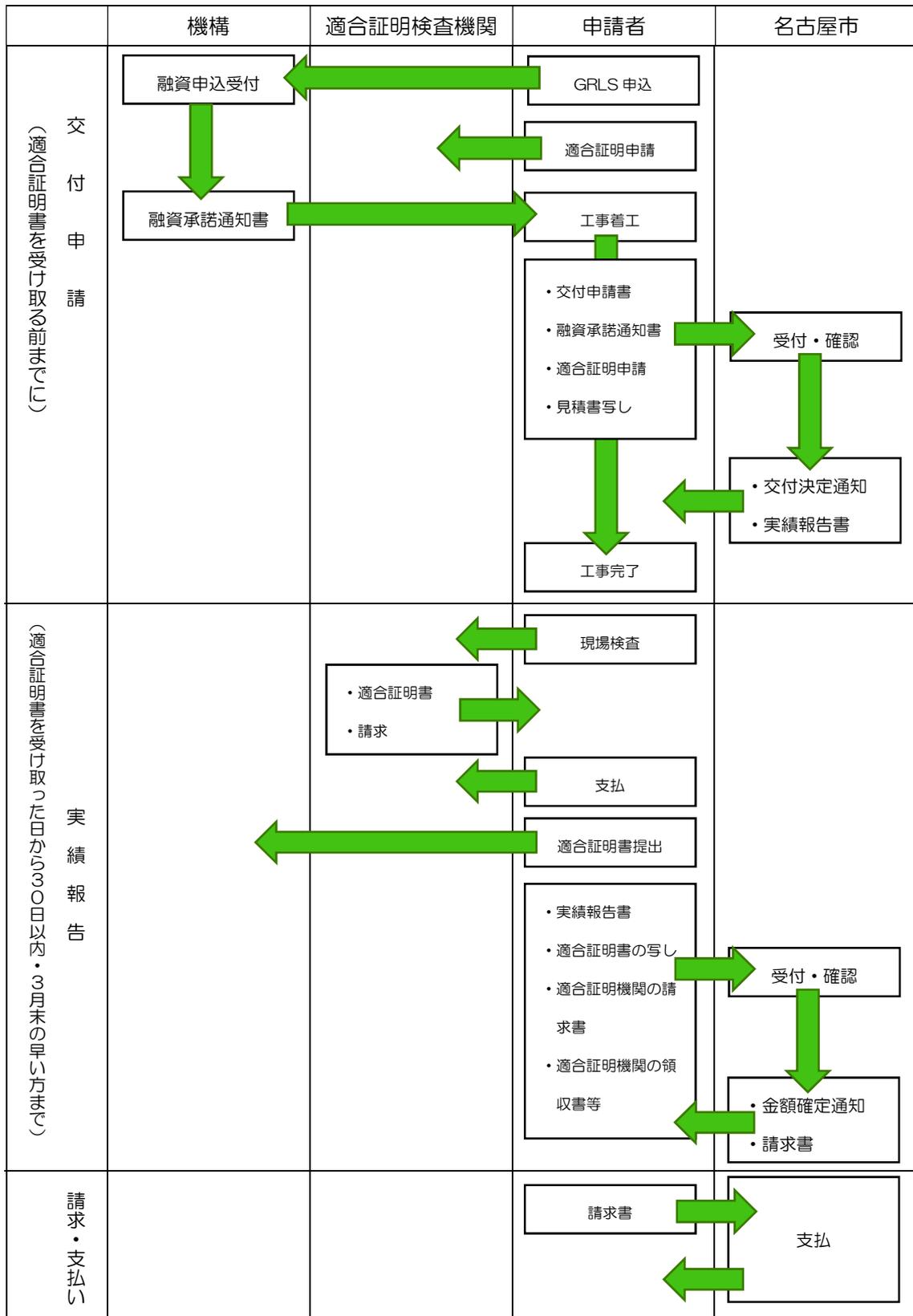
III 手数料補助の方法

まず、適合証明書検査機関に発行手数料をお支払いいただきます。その後、市へ申請をしていただき、手数料分を補助します。

【ご注意】

手数料補助を利用する場合は、機構に融資の申し込みをする際の融資金額に適合証明書発行手数料の金額を含めないようにしてください。

2 申込みから手数料補助金交付までの流れ



3 交付申請

手数料補助を受けようとする場合、交付申請をしていただきます。

I 申請の時期

適合証明書を受け取る前まで。

II 申請に必要な書類

(1) 適合証明書発行手数料補助金交付申請書

- ・第1号様式に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 機構に申し込んだ融資の申込書の写し

- ・機構の受付印が押印されているものを提出してください。

(3) 適合証明の申請書及び見積書の写し

- ・適合証明検査機関への申込と金額が分かるものを提出してください。

III 交付決定

提出いただいた交付申請書類の内容を審査し、その結果について、適合証明書発行手数料補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）を申請者あてにお送りします。

4 申請事項の変更

交付決定を受けた後に、申請した内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更の手続きを行ってください。

I 変更申請に必要な書類

(1) 適合証明書発行手数料補助金交付申請事項変更申請書

- ・第3号様式に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 変更内容を証明する書類

- ・変更内容のわかるものを提出してください。

II 変更の決定

提出いただいた変更申請書類の内容を審査し、その結果について、適合証明書発行手数料補助金交付申請事項変更決定通知書（第4号様式）を申請者あてにお送りします。

5 実績の報告

手数料補助を受けようとする場合、適合証明検査機関への支払い後、市に報告を行っていただきます。

I 報告の時期

適合証明書の発行日から起算して30日以内もしくは適合証明書の発行日の属する年度の3月末日のどちらか早い日まで。

II 報告に必要な書類

(1) 適合証明書発行手数料補助実績報告書

- ・第5号様式に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 適合証明書の写し

- ・適合証明検査機関が発行する適合証明書の写しを提出してください。

(3) 適合証明検査機関からの請求書等

- ・適合証明検査機関からの請求金額が分かるものを提出してください。

(4) 適合証明検査機関の領収書等

- ・適合証明検査機関の領収書、振込依頼書の控え等、支払ったことが確認できるものを提出してください。

III 利子補給額の決定

提出いただいた実績報告の書類の内容を審査し、交付金額を確定し、適合証明書発行手数料補助金額確定通知書（第6号様式）を申請者あてにお送りします。

6 手数料補助金の請求及び支払い

適合証明書発行手数料補助金額確定通知書を受け取った後に、速やかに、確定通知書に記載された金額にて手数料補助金の請求を行っていただきます。

I 報告の時期

確定通知書を受け取った後、速やかに。

II 報告に必要な書類

(1) 適合証明書発行手数料補助金請求書

- ・第7号様式に必要事項を記入し、提出してください。

III 利子補給金の支払い

提出いただいた請求書に基づき、指定口座に手数料補助金を支払います。

その他

申請内容に偽りがあったときや、機構から融資が行われなかったときなどには、交付した利子補給金の全額又は一部及び適合証明書発行手数料補助金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

また、申し込み内容等について、市から機構に確認する場合があります。

お問合せ先

名古屋市 住宅都市局 住宅部 住宅企画課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2944

電子メールアドレス：a2944@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp